

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所における外部評価の実施について

本資料は、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第97条第8項等に規定する自己評価・外部評価の実施等について（平成18年10月17日老計発第1017001号）の通知のうち、事業所に関連する部分を抜粋して作成しています。

（令和3年3月16日老高発0316第3号、老認発0316第6号、老老発0316第5号改正）

概要

標記については、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年3月14日厚生労働省令第34号。以下「地域密着型サービス指定基準」という。）第97条第8項及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年3月14日厚生労働省令第36号。以下「地域密着型介護予防サービス指定基準」という。）第86条第2項において、指定認知症対応型共同生活介護事業者又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者（以下「事業者」という。）に対し、自ら提供する介護サービスの質の評価（以下「自己評価」という。）を実施し、定期的に外部の者による評価（以下「外部評価」という。）を受け、それらの結果等を公表することが義務付けられているところですが、それらに係る具体的な事項に関しては、次のとおり定められています。

1 自己評価及び外部評価について

地域密着型サービス指定基準及び地域密着型介護予防サービス指定基準は、すべての認知症対応型共同生活介護（介護予防事業所を含む。以下同じ。）の事業者が常に遵守しなければならない最低水準の基準であり、市町村の指導監査や立ち入り調査において遵守状況の点検がなされるものです。

自己評価及び外部評価の実施については、地域密着型サービス指定基準の第97条第8項及び地域密着型介護予防サービス指定基準第86条第2項に規定されたものですが、自己評価は、サービス水準の向上に向けた自発的努力と体制づくりを誘導し、その内容及び範囲において、これらの指定基準を上回るものとして設定されるものであり、外部評価は、第三者による外部評価の結果と、当該結果を受ける前に行った自己評価の結果を対比して

両者の異同について考察した上で、外部評価の結果を踏まえて総括的な評価を行うこととし、これによって、サービスの質の評価の客観性を高め、サービスの質の改善を図ることを狙いとするものです。

各事業者は、自己評価及び外部評価の実施並びにそれらの結果の公表を行い、自らのサービスの質の改善を常に図ることが、指定基準により義務付けされているので、利用者に対しサービスを提供するに当たって、すべての介護従業者に対し、十分に意識付けを図ることが重要です。

なお、各都道府県の定める自己評価に係る項目・様式については、次の web ページからご確認ください。

●介護情報サービスかながわHP

書式ライブラリ検索

- 13. 外部評価
- 神奈川県認知症対応型共同生活介護の外部評価機関選定要綱

「自己評価及び外部評価結果」

「目標達成計画」

「サービス評価の実施と活用状況」 等

<https://kaigo.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?topid=29&id=915>

2 自己評価及び外部評価の実施回数

- (1) 事業者は、都道府県が定める実施回数に従い自己評価及び外部評価を実施するものとします。
- (2) 都道府県は、事業所ごとの自己評価及び外部評価の実施回数を定めるにあたっては、原則として、少なくとも年に1回は自己評価及び外部評価を実施させるものとする。
- (3) 都道府県は、過去に外部評価を5年間継続して実施している事業所であって、かつ、次に掲げる要件を全て満たす場合には、(2)の規定にかかわらず、当該事業者の外部評価の実施回数を2年に1回とすることができる。この場合、外部評価を実施しなかった年については、「5年間継続して実施している事業所」の要件の適用に当たっては、実施したもののみをみなすこととします。

なお、都道府県は、当該実施回数を適用することについて、あらかじめ、当該事業所の指定及び監督を行っている市町村と協議し、同意を得るものとします。

ア 「自己評価及び外部評価結果」及び「目標達成計画」を市町村に提出していること。

イ 運営推進会議が、過去1年間に6回以上開催されていること。

ウ 運営推進会議に、事業所の存する市町村の職員又は地域包括支援センターの職員が必ず出席していること。

エ 「自己評価及び外部評価結果」のうち、外部評価項目の2、3、4、6の実践状況（外部評価）が適切であること。

3 自己評価の実施

事業者は、各都道府県の定める自己評価に係る項目により、自ら提供するサービス等について、評価を行うものとします。評価を行うに当たっては、当該事業所を設置・運営する法人の代表者の責任の下に、管理者が介護従業者と協議して実施するものとします。

4 外部評価の実施手続き

(1) 事業者から評価機関に対する申込み

事業者が外部評価を受けようとするときは、都道府県から連絡先等について情報提供を受けている評価機関（各都道府県が管内の認知症対応型共同生活介護事業所に係る外部評価を適切に実施する能力があると認めて選定した法人をいう。以下同じ。）に申し込むこと。

(2) 評価機関による外部評価の実施

ア 事業者は、評価機関に申し込んだ後、同機関との間で評価業務委託契約を結び、その契約に基づき同機関に対して評価手数料を支払うこと。

イ 評価機関は、実施要領を定め、当該要領及び事業者と結んだ評価業務委託契約に基づき外部評価を行うこと。

5 結果の公表について

事業者は、評価結果等について、次の方法等により公開等を行うこと。

- ア 利用申込者又はその家族に対する説明の際に交付する重要事項を記した文書に添付の上、説明すること。
- イ 事業所内の見やすい場所に掲示する、自ら設置するホームページ上に掲示するなどの方法により、広く開示すること。
- ウ 利用者及び利用者の家族へ手交若しくは送付等により提供を行うこと。
- エ 指定を受けた市町村に対し、評価結果等を提出すること。
この場合の市町村とは、事業所が存する市町村に限らず、平成18年4月1日以降、指定を受けた他の市町村に対しても同様の取扱いとする。
- オ 評価結果等については、自ら設置する運営推進会議において説明すること。また、併せて「3 サービス評価の実施と活用状況」について作成し、説明することが望ましいこと。

6 福祉サービスの第三者評価、介護サービス情報の公表制度及び運営推進会議との関係

- (1) 福祉サービスの第三者評価(社会福祉法人等の提供する福祉サービスの質を事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から行った評価をいう。)については、「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」(平成16年5月7日雇児発第0507001号、社援発第0507001号、老発第0507001号)及び「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン」について(平成16年8月24日雇児総発第0824001号、社援基発第0824001号、老計発第0824001号)を発出し、福祉サービスに共通した評価基準の考え方、評価のポイント、評価の着眼点等を示されたところですが、認知症高齢者グループホームについては、本通知に基づく外部評価の実施をもって、前記通知にいう福祉サービス第三者評価を実施したものとみなすこととします。
- (2) 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定に基づく介護サービス情報の公表制度(以下「情報公表制度」という。)は、利用者によるサービスの選択を支援するため客観

的な事実情報を公表するものですが、一方、外部評価制度は、事業者が行うサービスの質の評価の客観性を高め、サービスの質の改善を図ることを狙いとしています。

このように、両制度は異なる目的のために行われるものであることから、いずれの制度も適切に実施する必要があります。

- (3) 地域密着型サービス指定基準第108条において準用する第34条第1項及び地域密着型介護予防サービス指定基準第64条において準用する第39条第1項に規定される運営推進会議を活用した評価は、「第三者による評価」という点において、外部評価と同様の目的を有していることから、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条の37第1項に定める介護・医療連携推進会議、第34条第1項(第88条、第108条及び第182条において準用する場合に限る。)に規定する運営推進会議を活用した評価の実施等について」(平成27年3月27日老振発0327第4号、老老発0327第1号)で示した評価の実施方法に従い、運営推進会議を活用した評価を受けた場合は、外部評価を受けたものとみなすこととします。

以 上

作成：2025年（令和7年）8月28日

（事務担当）

藤沢市役所 福祉部 介護保険課

企画・事業所担当

電話：0466-50-8270（直通）